

税務かわら版

Vol. 3 平成17年秋号



税理士 村野憲一事務所
〒104-0061
東京都中央区銀座1-22-12
藤和銀座一丁目ビル8階
Tel 03-3561-3824
担当 荒井

秋も深まってまいりました。貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「税務かわら版」も今回で3度目の発行となります。少しでも皆様のお役に立つことができましたら幸いです。かわら版に関する事、またそれ以外でも随時ご相談賜りますので、お気軽にご連絡下さい。

今回のトピック「地震等被害時の所得税の優遇措置」

最近国内でも自然災害が頻発しています。起こって欲しくないことですが、今後万が一被災することがあった場合の所得税の優遇措置「雑損控除」と災害減税法による「災害減免」についてご案内致します。確定申告でどちらか有利な方法を選択して全部又は一部の税額を軽減することができます。

雑損控除…自宅、家財（別荘や事業用の資産、書画、骨董、貴金属等で1組又は1個の価額が30万円を超えるものなどは含まれません。）が自然災害等により被災した場合に次のうちいずれかが多い方の金額を所得金額から控除することができる制度です。

- ① 「**損害金額**」+災害関連支出金額-保険金等による補填額 - (以下「差引損失額」という) 総所得金額等×10%
② 災害関連支出金額-5万円

注) 損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後（3年間が限度）に繰越して、各年の所得金額から控除することができます。

損害金額…資産の被害を受けた直前の時価で計算した額。

災害減税法…自宅、家財が自然災害により被災した場合、その差引損失額が被災直前の時価の1/2以上、またその年の所得金額が1,000万円以下の時に所得税が減税又は免税される制度です。

その年の所得金額	所得税の免除又は軽減額
① 500万円以下	全額免除
② 500万円超 750万円以下	1/2 軽減
③ 750万円超 1,000万円以下	1/4 軽減

16年度分による比較

夫婦・子供2人で所得金額600万円（給与収入金額800万円くらい）、災害による損害がない時の所得税は29万6千円（定率減税後）となりますが、雑損控除又は軽減免除適用により次のようになります。

通常の所得税額	差引損失額	雑損控除適用後の所得税額	災害減税法適用後の所得税額
296,000円	100万円	248,000円	148,000円
	200万円	168,000円	
	300万円	88,000円	

以上